

Shell Tonna S2 MT

・高い加工精度
・高引火点 - 可燃性液体類

シェル トナ S2 MT

シェル トナ S2 MT は、高度に精製された高性能基油に厳選した添加剤（摩擦低減剤・耐摩耗剤・防錆防食剤・酸化防止剤など）をバランス良く配合したしゅう動面油です。シェル トナ S2 MT は、各種工作機械のしゅう動面油としてはもちろんのこと、その他、油圧作動油・軸受油などにも適応できる幅広い性能を有しています。また、引火点 250 以上の消防法上『可燃性液体類』に分類される『高引火点型 しゅう動面油』です。

製品性能と特徴

加工精度の向上

シェル トナ S2 MT は、しゅう動面潤滑に有効な摩擦低減剤・耐摩耗剤などを効果的に配合しているため、高い加工精度が期待できます。

優れた摩擦特性

シェル トナ S2 MT は、しゅう動面潤滑に有効な摩擦低減剤・耐摩耗剤などを効果的に配合しているため摩擦特性に優れ、荷重および速度の大小にかかわらずスティックスリップ現象（ビビリ現象）を起さず、マシニングセンタにおける位置決め精度試験においても優れたしゅう動特性を示します。

高い油膜保持性

シェル トナ S2 MT は、抜群の付着力と油膜保持性により立型しゅう動面においても十分油膜を保持し安定した加工精度を維持することができます。

機械寿命の延長

シェル トナ S2 MT は、厳選した添加剤の働きで摩擦個所の金属表面に強靱な潤滑膜を作り、優れた耐摩耗性を発揮します。これによりトラブルによる運転休止や部品の交換頻度を少なくし、機械寿命の延長が期待できます。

錆の発生や腐食の防止

シェル トナ S2 MT は、防錆・防食に効果のある添加剤を配合していますので、金属面を保護膜で素早く被うことで錆や腐食から機器を守ります。

消防法容易な取り扱い

シェル トナ S2 MT は 250 以上の引火点を有するので、消防法上の可燃性液体類に分類され、製品貯蔵管理および取り扱い上の各種規制が危険物第四類第 4 石油類に比べて大幅に緩和されます。

メンテナンス低減 - ロングライフ

シェル トナ S2 MT は、厳選した添加剤を採用したことにより、優れた熱・酸化安定性能を示し、長期間安定した機械運転を望むことができます。

シェルトナ S2 MT オイルの代表性状*								
油種	項目	密度 (g/cm ³)	引火点 (開放式)	流動点	色相	粘度 mm ² /s		粘度 指数
		15			ASTM	@40	@100	
シェルトナ S2 MT 68**		0.867	263	-25.0	L1.5	68	9.3	113

*代表性状値は、商品の改定により、予告せずに変更場合があります。(2016-01)

**シェルトナ S2 MT 68 は、可燃性液体類です。

シェルトナ S2 MT の販売荷姿 : 200Lドラム 20Lペール缶

使用上の留意点

- ・機械および潤滑油を長持ちさせるため、新油をタンクに張り込む前に必ず装置のフラッシングを行ない、内部及び潤滑箇所を清浄にするるとともに、使用中も異物が混入しないように機器のメンテナンスに充分留意してください。
- ・また、他銘柄との混合使用は油の性能低下をきたすことが考えられますのでできるだけ避け、止むを得ない場合は、時期をみて早めに一度全量交換することをおすすめします。
- ・ご使用にあたっては、事前に安全データシート(SDS)をご覧ください。
- ・製品の海外輸出に際しては、輸出貿易管理令の該非判定だけでなく、その他の要件によって日本政府当局への許可申請が必要になる場合があります。また、仕向国の法規等により輸入制限を受ける場合もありますので、製品を自ら輸出されているお客様は、この点をご理解の上ご自身の責任で必要な措置を講じるようお願いいたします。ご不明な点がございましたら、ルブカスタマーサービスセンターまでお問い合わせください。

本資料は、事業者様向けに作成されたものです。



取扱上の注意 下記の注意事項に従ってお取扱ください。

取り扱い上の注意	
【安全対策】	・使用前にカタログ、SDSを入手し、全ての安全情報を読み理解するまで取り扱わないこと。 ・取り扱う際は保護具を使用すること。
【応急措置】	・飲み込んだ場合: 直ちに医師に連絡すること。 ・無理に吐かせないこと。 ・飲み込むと下痢・嘔吐を起こすことがあります。 ・目に入ると炎症を起こすことがあります。目に入った場合は、清浄な水で最低 15 分間洗浄し、医師の手当てを受けること。 ・皮膚に触れると炎症を起こすことがあります。皮膚に付着した場合は、水と石鹸で十分に洗うこと。
【保管】	・直射日光を避け、換気の良い場所に保管すること。 ・ゴミ、水分などの混入防止のため使用後は密栓して保管すること。
【廃棄】	・内容物/容器を国際/国/都道府県/市町村の規則に従って廃棄すること。具体的には、都道府県知事等の許可を受けた専門の廃棄物処理業者に業務委託すること。 ・不明な場合は購入先に相談の上処理すること。

Ver.1. 2017.11.1